

那覇市就学前教育保育施設における災害時対応ガイドライン

本ガイドラインは、大雨、台風、津波、地震等の自然災害が発生した場合や、自然災害の発生が予測される場合（以下、「災害時」という。）に、那覇市就学前教育保育施設（以下、「施設」という。）において、備えるべきマニュアル等や災害時における施設の開所判断等について一定の基準を示したものである。本ガイドラインの活用については、次の基本的共通事項を踏まえ、臨機応変に対応することとする。

I 基本的共通事項

- (1) 施設長は、本ガイドラインを参照して各施設に合わせた災害時対応マニュアルを作成すること。また、災害時対応マニュアルは適宜修正し、災害発生時に備えるものとする。
- (2) ハザードマップで、施設の所在する地域が「土砂災害特別警戒地域」「土砂災害警戒区域」「高潮浸水予想図区域」「津波災害警戒区域」または災害に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所かどうかを確認すること。
- (3) 臨時休園の判断基準
 - ① 土砂災害・大雨・高潮については気象庁が発表する気象情報を基に那覇市が出す「警戒レベル3 高齢者等避難」以上とする。

那覇市が出す避難情報等

警戒 レベル	状況	避難情報等
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保
4	災害のおそれ高い	避難指示
3	災害のおそれあり	高齢者等避難
2	気象状況悪化	大雨・高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれあり	早期注意情報

- ② 台風については気象庁が発表する暴風警報とする。ただし、暴風警報が発表される前に警戒レベル3 高齢者等避難が出る場合があるので、那覇市からの情報に留意すること。
- ③ 津波については気象庁が発表する「津波警報」「大津波警報」とする。
- (4) 災害時には園児の安全を第一とし、安全が確保できないと判断した場合は、施設長において臨時的に休園することができる。
- (5) 園児のお迎えについては、施設周辺の道路状況等の安全及び保護者の安全が確認できた場合、お迎え時間等について、施設職員から保護者に連絡すること。園児を保護者に引き渡した後、休園とする。ただし、保護者自身が危険にさらされることが想定される場合は、お迎えの依頼をすることは適切ではない。
- (6) 開園又は保育再開については、施設及び施設周辺の道路状況等の安全が確認された場合、速やかに開園すること。

2 土砂災害の場合

	那覇市が出す「警戒レベル3 高齢者等避難」以上	
	開 園 前	保 育 中
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 ※上記の危険箇所と同等の対応が必要な箇所に所在する施設を含む	臨時休園とする。	安全な場所に避難する。
その他の区域	防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら開園・保育の継続をする。ただし、施設長において危険と判断した場合は、休園措置を行うことができる。	

3 大雨・高潮時の場合

	那覇市が出す「警戒レベル3 高齢者等避難」以上	
	開 園 前	保 育 中
洪水浸水想定区域 ※上記の危険箇所と同等の対応が必要な箇所に所在する施設を含む	臨時休園とする。	安全な場所に避難する。
その他の区域	防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら開園・保育の継続をする。ただし、施設長において危険と判断した場合は、休園措置を行うことができる。	

4 台風時の場合

(1) **臨時休園の基準** 気象庁が暴風警報を発表した場合

(2) **開園・保育再開の基準** 気象庁が暴風警報を解除した場合

※台風接近前後に、大雨に伴うレベル3 高齢者等避難指示も想定されるため、「2 土砂災害の場合」「3 大雨・高潮時の場合」も含めて判断するものとする。

5 地震の場合

地震の規模によるが、防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら、原則、開園・保育を継続すること。ただし、施設長において、危険と判断した場合は、ためらわず避難行動をとり、安全確保の状態を継続する。

6 津波の場合

気象庁が発表する「津波注意報」「津波警報」「大津波警報」が判断基準となる。

※ 開園前・保育中に注意報・警報等が発表された場合、防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努めること。

(1) 津波注意報

	開 園 前	保 育 中
津波災害警戒区域 ※津波に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所に所在する施設を含む	安全に留意しながら、開園する。	安全に留意しながら、 保育を継続する。
その他の区域		

(2) 津波警報

	開 園 前	保 育 中
津波災害警戒区域 ※津波に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所に所在する施設を含む	臨時休園とする。	直ちに避難行動をとり、 安全を確保する。
その他の区域	安全に留意しながら、開園する。	安全に留意しながら、 保育を継続する。

(3) 大津波警報

	開 園 前	保 育 中
津波災害警戒区域 ※津波に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所に所在する施設を含む	臨時休園とする。	直ちに避難行動をとり、 安全を確保する。
その他の区域		

7 施設の運営が困難な場合の対応について

次の(1)～(4)を確認し、施設の運営が困難な場合、こども教育保育課と協議の上、今後の対応を決定する。ただし、緊急を要する場合は事後報告で構わない。

- (1) 施設や近隣の被害状況を確認 *危険なため夜間の確認は行わない *できるだけ複数人で行う
- (2) ライフラインの確認（電気・水道・ガス）
- (3) 保育可能な職員体制等の確認
- (4) その他施設の運営が困難な状況はないかの確認

8 避難状況及び被害状況等の報告について

緊急時は、こども教育保育課から那覇 LINE を利用して、避難状況や被害状況等について報告を求める場合がある。那覇 LINE に記載の URL をタップすると那覇市オンライン申請システムに接続されるので、速やかに報告をすること。

また、国の災害時情報共有システム登録対象の災害が発生した場合、登録依頼のメールが配信されるので、速やかに被害状況等の登録を行うこと。

9 施設と保護者との連絡体制について

本ガイドライン及び各施設で作成している災害対応マニュアルについて、保護者に対して事前に説明し理解を得ておくこと。また、避難場所や緊急時の園児の引き渡し方法等については、書面等で保護者と確認すること。

避難行動や臨時休園を行う場合、施設長は、保育業務支援システムや緊急メール等で、速やかに保護者に連絡すること。

10 その他

- (1) 施設長は、避難情報等警戒レベルについて、那覇市公式 LINE、那覇市公式ホームページ、Yahoo 防災他、テレビ等で確認するとともに、施設や施設の周辺の道路状況等の安全を確認すること。
- (2) 災害の種別や施設の状況、周辺の道路状況、防災気象情報等を勘案の上、施設に留まる（垂直避難等）か、避難のため移動を行うか、施設長が判断すること（小学校併設園においては、小学校と連携を図ること）。なお、避難場所等への移動の際には、移動経路の被災状況等も確認の上、安全対策を講じること。

那覇市就学前教育保育施設における災害時対応ガイドライン【Q&A】

	Q：質問	A：回答	カテゴリー
1	市が発令する避難情報等警戒レベル（以下、「警戒レベル」という。）発令前に、施設は、休園措置を行うことはありますか。	施設の所在する地域の状況、防災気象情報等から、施設長が危険と判断した場合、警戒レベルの発令を待たず、休園措置を行うことができます。	【すべての災害】
2	どのような場合に、施設は臨時休園の措置を行うのですか。	「ガイドライン」の臨時休園の基準に基づき、施設長が判断します。 また、臨時休園の基準に該当しないが、施設に被害があったり、保育可能な職員体制等が確認できない場合等、施設長が施設の運営が困難と判断した場合、こども教育保育課と協議の上、今後の対応を決定することになっています。 （参照：「ガイドライン」7 施設の運営が困難な場合の対応について）	【すべての災害】
3	なぜ、警戒レベル3（高齢者等避難）以上が、臨時休園の基準になるのですか。	警戒レベル3（高齢者等避難）の高齢者等には、乳幼児が含まれます。警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令されたということは、今後、更なる危険が迫ることも想定されます。避難に時間を要する乳幼児は、安全を第一に考え、早めの避難行動をとることが必要と考えます。	【すべての災害】
4	警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令された場合、各施設はどのような対応をとるでしょうか。	施設が所在する地域が、危険箇所（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、浸水洪水想定区域、津波災害警戒区域等）に指定されているかまたは危険箇所と同等の対応必要か否かで異なります。「ガイドライン」で基準を示しておりますのでご確認ください。	【すべての災害】
5	施設が安全な場所である場合は、そこに留まっていという考え方ですか。	施設の立地条件によって、施設外に避難する必要がある場合や、垂直避難を含め施設内が安全なため、施設に留まって保育を継続したほうがよい場合があります。ハザードマップで施設が、危険箇所または危険箇所と同等の対応が必要かどうかの確認、防災気象情報、地域の状況等を注視したりしながら、施設長が判断します。	【すべての災害】
6	警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令されました。お迎えはどうなりますか。	例えば、大雨等で水かさが増した場合やその恐れがある場合等、保護者自身が危険にさらされることが想定されます。 その場合は、施設周辺の道路状況等の安全及び保護者の安全が確認ができないということになりますので、施設長がお迎えの依頼をすることは適切でないと考えます。	【すべての災害】
7	保育中に、気象庁より津波警報・大津波警報が発表されました。施設は、どのような対応をとるのでしょうか。	津波災害警戒区域に所在する施設は津波警報・大津波警報が発表された時点で、津波災害警戒区域以外に所在する施設は、大津波警報が発令された時点で、市の警戒レベル発令を待たず、通常保育を中止して、即時安全確保・避難行動を行います。 ただし、想定する津波の高さに比べて施設の所在する地域の海拔が高い場合等、施設が安全と判断される場合は、防災気象情報等を注視し、地震に対する備えも図りながら、施設長の判断で、保育を継続することが可能な場合もあります。	【津波】
8	気象庁発表の津波警報・大津波警報が、津波注意報に引き下げられた場合や、避難指示が解除された場合は、施設はどのような対応をとるのでしょうか。	津波注意報に引き下げられ、かつ避難指示が解除された場合は、安全に留意しながら開園又は保育を継続することになっています。	【津波】
9	保育中に、地震による大きな揺れがありました。施設は、どのような対応をとるのでしょうか。	大きな揺れを感じた時は、直ちに安全確保を行い、余震に警戒しながら避難行動を行います。地震に伴い、津波や火災が発生する場合も想定されますのでそれらの災害にも備えます。 地震の規模にもよりますが、施設は、防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら、原則、開園・保育を継続します。	【地震】
10	警戒レベルが解除になりました。施設はどのような対応をとるのでしょうか。	警戒レベルが解除された場合、原則、開園・保育再開となります。 施設及び施設周辺の道路状況等の安全を確認し、安全が確認できた場合には、施設長は、速やかに開園・保育再開をすることになっており、開園時間等について、職員から保護者に連絡がきます。	【すべての災害】
11	危険箇所（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域等）は、どのように確認したらいいですか。	那覇市防災マップ、なはMAPで確認できます。 また、なはLINEにあります、ハザードマップ検索機能を使うと確認できます。	【すべての災害】

避難情報等警戒レベルの確認方法

避難情報等警戒レベルは、那覇市公式 LINE、那覇市公式ホームページ、Yahoo 防災のサイトで確認します。

那覇市公式 LINE

① URL: https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/pr/nahashi_line.html

② QR コード



下へスクロール



那覇市公式ホームページ

① URL

<https://www.city.naha.okinawa.jp/index.html>

② QR コード



Yahoo 防災

① URL

<https://emg.yahoo.co.jp/>

② QR コード



【参考資料】

1	園の所在する地域の情報については、何を確認したらいいですか。	那覇市防災マップ、津波災害警戒区域マップ、なはMAP！を活用し、園の在する地域の状況を事前に把握して、被害が予想される場所や避難所の位置、避難経路を確認してください。 https://www.city.naha.okinawa.jp/safety/map.html ※那覇市LINEの中にも、ハザードマップ（那覇市防災マップ）があります	【防災マップ】 
2	気象情報について、確認できるサイト等がありますか。	①気象庁のサイトに早めの避難行動の判断に役立つ「キキクル（危険度分布）」があります。 「キキクル」は、大雨警報や洪水警報が発表されるような重大な災害が発生するおそれのある状態で、園の在する地域の危険度の高まりを5段階の色分けて地図上に表示し、警戒を呼びかけるための情報サイトです。 【土砂キキクル】 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/lat:26.207199/lon:127.681454/zoom:13/colordepth:normal 【浸水キキクル】 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/lat:26.207199/lon:127.681454/zoom:13/colordepth:normal 【洪水キキクル】 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/lat:26.207199/lon:127.681454/zoom:13/colordepth:normal ②気象庁のサイトに、「警報・注意報」でいつ危険度が高まるかを確認したり、5日先までの警報休の可能性を確認できます。 【沖縄本島地方の注意報・警報】 https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=471000&lang=ja （出典：気象庁ホームページ）	【土砂キキクル】  【浸水キキクル】  【洪水キキクル】  【気象庁】 
3	他市町村のハザードマップを確認できるサイト等がありますか。	各市町村のHPの他に、ハザードマップポータルサイト（重ねるハザードマップ）が利用できます。 https://disaportal.gsi.go.jp/ （出典：ハザードマップポータルサイト）	【重ねるハザードマップ】 